

会 議 内 容

事務局（柳田）

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
開会前に、事務局より資料の確認をさせていただきます。

【当日配布資料】

- ・資料1 私立保育所の認定こども園化に伴う確認について
(あすの木こども園)
- ・資料2 公設園の利用定員の変更について
- ・資料3 認定こども園の利用定員の変更について
- ・資料4 小規模保育事業所の利用定員の変更について
- ・資料5 民設民営小規模保育事業所の廃止と民設民営保育所の認可・
確認の新規承認について（メリー★ポピンズ和光ルーム）
- ・資料6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始について
- ・資料7 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可・確認の
新規承認について

資料の不足がございましたら、お知らせください。

また、当日机上配布資料として、

- 1.保育事業と公的関与の仕組み
- 2.こども計画との整合性について
- 3.和光市子ども・子育て支援会議条例施行規則の一部を改正する規則
を配布しております。こちらも不足などございませんでしょうか。

会議は公開となりますので、審議につきましては後日和光市ホームページにて会議録として公開いたします。会議録作成のため録音させていただきますので、発言の際にはお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。なお、録音データは会議録作成後、消去いたします。

会議開催前に、子どもあんしん部長平川よりご挨拶を申し上げます。

事務局（平川）

皆様、こんばんは。本日は夜遅い時間帯にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は二十四節気の立春ということで、暦の上では春ですが、まだまだ寒く、インフルエンザB型が猛威を振るっております。皆様におかれましては、くれぐれもお身体ご自愛ください。

さて、先ほどご説明したとおり、本日は6項目の議題が予定されております。その多くが、市内の児童人口数や状況の変化に伴う体制の変更、定員の減少、事業所の廃止及び新設に関するものです。

これまで強く望まれていた待機児童対策では、コロナ禍を経て、価値観やライフスタイルの多様化、そして児童人口数の減少に伴い、状況は落ち

着いてまいりました。しかし一方で、市内では若干、マンション建設等の開発行為が行われており、地域によっては子どもの人数が微増しているという、和光市独自の動きも見られる状況です。

そういった中で、市内で展開されている保育事業者におかれましては、こうした動向を見据えつつ、子どもの最善の利益を保障する保育を実践し、あるいは新規ニーズを踏まえながら、経営安定のための工夫をされていることと認識しております。

特に、教育・保育施設、地域型保育事業に係る施策においては、過渡期にあると認識しております。こうした状況下で事業者の方々と丁寧に協議を行いながら、子どもの権利保障の観点を土台として、安定かつ多様な教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子どもの適切な環境の運営全体に向けた支援を、引き続き行っていきたいと考えております。

また、今回の児童福祉法の一部改正に伴って、子ども・子育て支援会議体制の変更や、こども誰でも通園制度の認可・確認に関する要綱の整理も行ってまいりました。後ほどご説明申し上げますが、そういった点につきましても、ご理解、ご協力を賜りながら、忌憚のないご助言をいただけますようお願い申し上げます。

事務局（柳田）

ありがとうございます。

また、会議開催前に事務局から報告がございます。

この度、子ども・子育て支援会議条例施行規則の一部を、机上にお配りした資料のとおり改正いたしました。

改正した点は2点です。1点目は、児童福祉法の改正により、令和7年10月1日から施行された虐待通告に関する意見聴取を行うため、基準検討部会を、基準検討・児童福祉部会に名称と所掌を変更し、合議体により虐待の通告があった案件についてご意見をいただけるよう、施行規則を改正しております。

2点目はこの後事務局からご説明いたします、こども誰でも通園制度を来年度から実施するにあたり、その認可・確認を施設認可部会の所掌事務に追加させていただいております。

それでは、議事進行につきましては、子ども子育て支援条例第7条の規定に従い、部会長であられます五十嵐様、よろしく願いいたします。

五十嵐部会長

それでは、令和7年度第1回施設認可部会を開催いたします。

始めに、和光市子ども・子育て支援会議条例の規定により委員の過半数の出席が必要となります。本日の委員の出欠について事務局から報告願

	ます。
事務局（柳田）	本日伊東委員が欠席しており、5名中4名の出席となっております。過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。
五十嵐部会長	ありがとうございました。それでは、事務局から報告していただいたとおり、会議は成立しておりますので、続いて議事録署名人を指名させていただきます。名簿順で、汐見委員と大澤委員となりますので、議事録の署名をお願いできますでしょうか。
汐見委員、 大澤委員	はい。
五十嵐部会長	ありがとうございます。それでは議題に移らせていただきます。 本日の議題は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 私立保育所の認定こども園化に伴う確認について ・ 公設園の利用定員の変更について ・ 幼稚園型認定こども園の利用定員の変更について ・ 小規模保育事業所の利用定員の変更について ・ 小規模保育事業所の廃止及び私立保育所の新設について ・ こども誰でも通園制度の開始について の6件となっております。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局（吉村）	保育施設課吉村より説明させていただきます。 まず、本日配付しております当日配付資料1ですが、委員の皆様はすでにご承知のことかと思っておりますので、説明は割愛させていただきます。 続いて、資料1 私立保育所の認定こども園化に伴う確認についてをご覧ください。 市内私立保育園である、あすの木保育園の設置者、社会福祉法人赤い鳥保育会から、当該保育園の認定こども園への移行における確認の申請がありました。 認定基準は「埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例」、また、確認基準は、「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例」となっており、認定については、現在県に申請を行っております。確認に関する基準については、資料1にありますとおり、す

べて適合していることを確認しております。

こちらの移行は、今年度策定された『和光市こども計画』に則ったものであり、就労形態の多様化に伴う認定区分の変更にも柔軟に対応でき、練馬区等の隣接した区域の幼稚園をご利用いただいている1号認定や新2号認定の児童の、新たな受け皿としての機能を担うことを想定しております。事務局からは以上です。

五十嵐部会長 3歳、4歳、5歳の定員が増えるということでしょうか。

事務局（吉村） はい。1号認定の定員が、3名ずつ増えます。

五十嵐部会長 1号認定の方のニーズが見込まれるということでしょうか。

事務局（吉村） 保育園をご利用の保護者の方で、急遽お仕事を辞められる際に、通い続けられる施設であるという説明を、事業者から伺っております。

五十嵐部会長 ありがとうございます。ご意見ご質問等がございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

汐見委員 実際に、もう1号認定の方は決まっていますでしょうか。

事務局（吉村） 4歳、5歳は空きがありますが、3歳の枠はすべてご希望の方がいると伺っております。

五十嵐部会長 こども計画にも則っており、また、基準も満たしているということで、よろしいでしょうか。

汐見委員、
大澤委員、
新井委員

はい。

五十嵐部会長 それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局（吉村） 次に、資料2 公設保育園の利用定員の変更についてご説明いたします。
みなみ保育園は南エリアに位置する公設公営保育園、にいくら保育園とほんちょう保育園は公設民営保育園となり、にいくら保育園は北エリア、

ほんちょう保育園は中央エリアに位置しています。

こども計画の基本施策にありますとおり、多様なニーズに対応した教育・保育サービスの推進が市の課題となっています。障害をお持ちのお子様や医療的なケアを必要とするお子様の受入を進めていくにあたり、公設保育園での対応を進めております。利用定員の変更を行うことで、受け入れ児童数を減らし、余裕の生じた職員配置により、支援を要するお子様への専門性を高めることができると考えております。

また、職員数、面積等に変更はないことから、各エリアにおいて待機児童が発生するような場合には、弾力的な受入も可能です。なお、公設園での受入を減少させることにより、民設園への入所率を上げることにもつながるものと考えています。

事務局からは以上です。

五十嵐部会長

ありがとうございます。ご意見ご質問等がございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

汐見委員

定員を減らすということは、園全体の子どもの集団としては好ましいかなと思いますが、運営費が減少することにより、職員数も減ることになりますでしょうか。

事務局（吉村）

公設の保育園のため、公定価格とは考え方が異なります。そのため、職員数は変わらず、より余裕のある受入体制になります。

汐見委員

承知いたしました。

事務局（吉村）

障害をお持ちのお子様や、みなみ保育園においては医療的ケアが必要なお子様の受入を始めているので、より質の高い保育が求められている状況です。公設保育園の経験値をより活かし、受入を進めることで、民間の保育園へ展開していくことも考えております。

五十嵐部会長

医療的ケア等、様々な支援を求める児童の受け入れを、まずは公設の保育園が進めていくことで、地域全体に広げて引っ張っていくということも重要かと思います。

皆様よろしいでしょうか。

汐見委員、

はい。

大澤委員、
新井委員

五十嵐部会長

それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局（吉村）

資料3 認定こども園の利用定員の変更について、ご説明いたします。
市内幼稚園型認定こども園である小羊幼稚園の設置者、学校法人シオン学園から、当該認定こども園の定員について、内訳を変更したいとの確認の申請がありました。

当該園内での2号認定利用に関するニーズの高まりに応えたいというもので、施設内での内訳を変更するものため、面積基準等は遵守されております。

事務局からは以上です。

五十嵐部会長

ニーズに合わせた変更なので、大変喜ばれることかと思えます。
こちらについて、よろしいでしょうか。

汐見委員、
大澤委員、
新井委員

はい。

五十嵐部会長

それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局（吉村）

資料4 小規模保育事業所の利用定員の変更について、ご説明いたします。

市内小規模保育事業所である保育ルームフェリーチェ和光園及び保育ルームフェリーチェ和光Ⅱ園を運営するSOUキッズケア株式会社と、和光エンゼル保育室を運営する有限会社三原学園の2事業者、3施設から、利用定員の減少に関する確認の変更申請がありました。

今年度の利用実績によると、いずれの施設においても入所児童の減少が見受けられ、実績に合わせて利用定員を変更するものです。利用定員を下げることにより、公定価格上、児童1人当たりの単価が上がることから、事業者の運営を支援することにもなります。

いずれの施設においても、今年度の指導検査において、配置基準を満たした職員配置を確認しておりますが、昨今の保育士不足といった観点では、利用定員を減らすことで職員数の余裕が生まれることも考えられます。

	<p>また、中央エリアにおける待機児童の発生も見込まれていないことから、ご承認いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
五十嵐部会長	<p>ありがとうございます。いかがでしょうか。</p>
汐見委員	<p>保育所を希望される方の多くは、5歳まで継続して預けられる施設を希望しており、小規模保育事業所を希望される方が減少傾向にあるということでしょうか。</p>
事務局（吉村）	<p>小規模保育事業所であっても、定員が埋まっている施設もありますが、こちらの3施設は入所状況があまりよくありません。</p> <p>いずれも中央エリアのため、駅から近く便利な立地ですが、それでも利用者が減っている状況です。</p>
大澤委員	<p>全体の子どもの数が減少している中、多様な園があるため、選ぶということが起きていますよね。</p>
汐見委員	<p>5歳まで継続して預けられる施設から埋まってしまうことは、あると思います。</p>
五十嵐部会長	<p>定員を減らしても、今後も差し支えないという推測でしょうか。</p>
事務局（吉村）	<p>待機児童の観点で言いますと、保育ニーズの高まりに合わせて、今後定員を戻すということもあるかと思えます。</p>
五十嵐部会長	<p>承知いたしました。皆様よろしいでしょうか。</p>
汐見委員、 大澤委員、 新井委員	<p>はい。</p>
五十嵐部会長	<p>それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（吉村）	<p>資料5 民設民営小規模保育事業所の廃止と民設民営保育所の認可・確認の新規承認について、ご説明いたします。</p>

市内小規模保育事業所であるメリー★ポピンズ和光ルームを運営する株式会社ゴーエストから、駅区画整理事業により移転になることに伴い、医療的ケア児の受入を可とする保育所への移行に関して申請がありました。

多様なニーズに対応した教育・保育サービスの推進については、資料2で説明させていただいたとおり、当市の課題となっています。医療的なケア等を利用するお子様の場合、集団生活が可能となる年齢を踏まえると、2歳児までの小規模保育事業所よりも、3歳児以降も利用可能な保育所であることが望ましいと考えられます。

資料にありますように、認可・確認基準は満たしており、医療的ケア児受入のための看護師が配置されております。現在運営中の小規模保育事業所から徒歩3分の場所に開設予定であるため、現在入所中の利用者の方々にも、継続して通いやすい環境となっています。

事務局からは以上です。

五十嵐部会長 30人定員の保育所になって、医療的ケア児の受入を積極的に行うというのでしょうか。

事務局（吉村） ご認識のとおりです。

五十嵐部会長 1クラスの規模が小さいですが、医療的ケア児を中心に考えてののでしょうか。

事務局（吉村） 保育所としてはもう少し規模の大きいところもありますが、ここで保育所の枠を大きくし過ぎてしまうと、小規模保育事業所の運営を圧迫してしまうということもありますので、この規模でご提案をいただきました。

大澤委員 何人の医療的ケア児が受入可能な体制なのか、また、実際に何人から申請があるのかを教えてください。

事務局（沢田） 令和8年度は、1名のお子様を受け入れる予定です。

大澤委員 市として、もっとニーズがある見込みでしょうか。

事務局（沢田） 現在、1名のお子様をみなみ保育園で受け入れており、今年度新たに2名のお子様から申請がありました。

メリー★ポピンズ和光ルームを希望されたもう1名のお子様について

	は、1歳児の定員に空きがないということで、入所が難しい状況です。
汐見委員	5歳児まで保育を行います、場所は変わらないのでしょうか。
事務局（吉村）	移転いたします。
汐見委員	屋外遊技場の面積 897.3 m ² というのは、近くの公園でしょうか。
事務局（吉村）	ご認識のとおりです。代替園庭となっています。保育園から 400mほど離れており、大人の足で 6 分程度の場所にあります。
五十嵐部会長	3歳、4歳、5歳を合同で保育すれば、17人程度の集団にはなるのかなと思いますが、小さな保育園の希望はいかがでしょうか。
事務局（田村）	今年度は初めての年ですので、来年度から4歳、5歳のお子様がたくさん入ってくるということはなく、申請のない年齢もございます。 ただ、今まで小規模保育事業所として通われていた方が、引き続き残れて嬉しいというお声をいただいておりますので、そちらの方は引き続き残られるかと思えます。
汐見委員	3歳、4歳、5歳の異年齢保育を行うということですね。
事務局（田村）	ご認識のとおりです。 また、こちらは児童発達支援事業所も併設するので、そちらを利用される方も、同じ保育園を利用できるインクルーシブ保育を考えています。
事務局（平川）	同事業者は、朝霞市でも児童発達支援と小規模保育事業所の併設した運営をしております。また、海老名市の施設では医療的ケア児を受け入れた保育所と児童発達支援センターを運営しています。 普通の保育所であれば、既存の施設も多く子どもも少なくなっているもので、簡単に新設はできませんが、医療の発達により医療的ケア児が増えている状況を踏まえると、保護者の方が働きながら家庭内で育児をすることは難しいと考えられます。本来は公設園が役目を担うべきところではございますが、実績のある事業者から一緒に取り組んでくださるというご提案をいただきましたので、今回は確認の申請に至りました。

五十嵐部会長	保育について、異年齢でするのはわかりませんが、職員の基準のところに、3歳は5人の職員、4、5歳は合わせて12人というとの記載がありますが、年齢ごとにクラス担任を置くことはありますでしょうか。
事務局（吉村）	基本的に、幼児クラスを合同保育で実施することが多い事業者であるとの認識です。ただし、具体的な担当者はまだ決まっていないものの、各年齢担当の職員を明確に定めています。 また、小規模保育事業所から保育所になることに伴い、職員数を増やす必要はありますが、提出されている名簿の半数は、現在いる職員であり、また、施設長も変わらない体制のため、お子様や保護者の方の不安は少ないかと思います。
五十嵐部会長	ありがとうございます。
汐見委員	2歳、3歳、4歳、5歳はワンフロアなのでしょうか。
事務局（吉村）	ご認識のとおりです。
汐見委員	環境を作る時には、仕切りをして対応するというのでしょうか。
事務局（吉村）	ご認識のとおりです。 連携先のどろんこ保育園において、2歳クラスについて、春先の発達に差が大きい時期はクラスを分け、成長に伴い集団生活に慣れてきた時期に合わせて、合同保育を進めていく対応しているため、こちらも同様になるかと思います。
汐見委員	1歳児から合同の園もあり色々ですが、にぎやかに一緒に過ごすと落ち着けなくなってしまうので、環境作りが心配です。 また、収納が少ないようですが、大丈夫でしょうか。
事務局（吉村）	壁に埋め込まれており、そこが強みと聞いております。
汐見委員	子どもたちは自分で遊びを見つけていくので、環境の工夫をしっかりとしてください。
事務局（吉村）	承知いたしました。

五十嵐部会長	廊下の左側にあるグレーの部分は、何のスペースでしょうか。
事務局（吉村）	別の建物になります。
事務局（山本）	1階に区画があり、その区画をすべて内装改修して整備するので、グレーのところは別のものになります。
汐見委員	児童発達支援は、こちらとは別に職員がいると思いますが、28人に対して10人というのは、十分入らないということでしょうか。
事務局（田村）	はい。10人いることは想定されません。
汐見委員	全て壁で仕切られているわけではないのでしょうか。
事務局（田村）	はい。面積がわかりやすいように分けられているだけで、一つのフロアです。
五十嵐部会長	本件について、皆様よろしいでしょうか。
汐見委員、 大澤委員、 新井委員	はい。
五十嵐部会長	それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。
事務局（吉村）	議題番号3についてご説明いたします。 和光第3エンゼル保育室は中央エリアに位置し、和光市駅に近い小規模保育事業所で、資料4で定員を減少しました和光エンゼル保育室の2階、3階部分を保育室としています。 今年度急激に入所率が低下したため、定員を減少させることで運営上の支援を行いながら、子育て支援への経営努力等も期待していました。 しかし、先月、4月の入所児童の決定が行われ、入所児童が0名であることが確定したことにより、3月末で閉園したいとの申し出があったことに伴う、認可・確認の変更となります。 本来、廃止の届出は「三か月以上の予告期間を設けて」という定めがあ

りますが、事業者の運営状況を考慮して、廃止についてご承認をいただきたく存じます。

現在の在園児は1人ですが、事業者より丁寧な説明を行い、1階の和光エンゼル保育室に転園するのご希望を伺っております。負担の少ない形で転園できるよう、保育サポート課が対応しています。

事務局からは以上です。

五十嵐部会長

ありがとうございます。ご意見ご質問等がございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

大澤委員

他の園も減ってきているので、そういったところも含めて、今後考えていかないといけないですね。

事務局（吉村）

先ほど定員減少の件で申しあげましたフェリーチェの2つの園ですが、今年度子育て支援について努力していただき、令和8年の4月からの入所は、多くの方にご希望をいただいております。実績を確認できましたので、そういった経営努力が入所者の増加に結びつくということを、今後はこちらの事業者に働きかけ、経営を続けていただければと思っております。

五十嵐部会長

では、3ヶ月を切っているとのことですが、よろしいでしょうか。

汐見委員、
大澤委員、
新井委員

はい。

五十嵐部会長

それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局（吉村）

資料6と資料7-1、7-2を元に説明させていただきます。

まず資料6をご覧ください。簡単に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要から説明いたします。

1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、制度概要にありますとおり、生後6か月から満3歳未満児までが利用できる新たな給付制度です。就労や保護者の疾病といった理由の有無にかかわらず、月10時間まで利用することができます。

従来の一時的預かり事業との違いは、一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わずに家庭と離れて過ごすことで、家庭だけでは得

られない様々な経験を通してこどもの育ちを応援する「こども主体」という点にあります。

その一方で、認定されれば月10時間まで利用可能であるという利用しやすさから、子育てにおける孤立感や不安感を抱える家庭の把握や支援につなげるといった狙いもあります。

事業の利用に当たっては、市に認定の手続きを行っていただく必要がありますが、認定後、こども誰でも通園制度システムを利用して予約することにより、利用が可能となります。

事業の実施については、対象施設は市で定めた要綱に基づき、社会福祉法人や学校法人であることを基本とし、それ以外の場合であるときは、直近の会計年度において決算に損失を計上した年度が3年以上連続していないこと等、安定的な運営ができることを基準としております。

また、乳児等通園支援事業においても、認可と確認が必要となっており、遵守すべき基準の例として、施設の基準や人員配置基準を記載しております。本事業の従事者は保育士、子育て支援員、家庭的保育者であることとされており、原則2名以上の配置かつ、保育士の割合が2分の1以上であることとなっています。

3をご覧ください。今回認可・確認の申請があったのは2施設で、幼保連携型認定こども園の和光なかよしこども園と、小規模保育事業所である第2ひだまりの保育園です。実施時間は、開設当初は2時間から2時間半程度の設定となっています。一日の利用時間は短いですが、月10時間までの利用のため、希望があれば毎週ご利用いただくことも可能です。

また、実施区分については、表の下※2をご覧ください。今回申請のあった2施設は一般型（専用室）となり、専用の保育室を設けている施設です。

在園児合同型の場合、保育園に元々入所している児童に必要な面積基準を確保した上で、余裕のあるスペースを活用して、入所児童と本事業の児童と一緒に過ごすことができます。

次に、資料7-1をご覧ください。和光なかよしこども園では、2階にある遊戯室を専用室として活用する予定で、いずれの基準もクリアしております。また、お子様の様子によっては、年齢に合わせたクラスでの保育も視野に入れており、現在の受入定員であれば面積上の問題もありません。

Ⅱ職員の(1)をご覧ください。保育士、市長が行う研修を修了した者を配置しているかとあります。保育従事者は1名の保育士で実施予定ですが、先ほど資料7で基本的な人員配置は原則2名とお伝えしたことで齟齬が生じているように見えるかと思えます。実は、保育施設と一体的に運用され

ている場合、配置する職員を1名とすることができる緩和要件があり、※の右側に記載のとおりです。和光なかよしこども園においては、いずれの項目もクリアしていますので、専従職員を1人とすることが可能です。

また、本体部分の職員配置をⅡ職員の(2)に参考として記載しております。記載した職員の他に、主幹教諭やフリーの職員が配置されていることも確認しています。

次に資料7-2をご覧ください。第2ひだまりの保育園では、一時保育室を専用室として、本事業を実施予定です。面積基準、設備基準は問題ありません。Ⅱ職員の(1)の右側をご覧ください。職員の配置が子育て支援員1名となっています。

第2ひだまりの保育園の場合、保育施設と一体的に運営しておりますが、専従者が保育士ではないので、上の項目には該当しません。下の項目をご覧くださいと、乳児等通園支援事業の定員が2名で、保育施設から保育士の支援が可能であることを確認しています。そのため、こちらの項目をクリアしていることとなり、職員を1名とすることができます。

なお、当該施設で民設の学童クラブを運営していますが、学童クラブとして活用しない午前中に、子育て家庭を支援するひだまりのベビーカフェを実施しており、子育てに関する不安感や悩みを持つ家庭を本事業につなげることで、より良い支援につながるものと期待しております。

また、和光なかよしこども園及び第2ひだまりの保育園は、どちらも一時預かり事業を実施しております。本事業で月10時間までの利用を使い切った後でも、必要があれば一時預かり事業へ連携することができ、子育て家庭への適切な支援が行えます。

事務局からは以上です。

五十嵐部会長

ありがとうございます。ご意見ご質問等がございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

大澤委員

制度として質問です。

認定の手続きをして、システムでどちらの園か選び、10時間まで予約できるのででしょうか。

事務局(吉村)

お子様1人につき10時間のため、ご予約が可能であれば、2つの園を併用することも可能です。

事務局(田村)

空きがあれば、市外の施設も利用可能です。

五十嵐部会長	まだ始まっていないのでわからないと思いますが、どのくらいの利用想定があるのでしょうか
事務局（田村）	令和7年度に先行して、地域子ども子育て支援事業としてやっている自治体もあり、ニーズは一定程度あるということで聞いております。
五十嵐部会長	和光なかよしこども園は、遊戯室を専用室として使うということですが、月曜から金曜まで開設すると、在園児さんたちが遊戯室を全然使えないのかなと感じますが、それほど毎日埋まってしまうことはないという想定でしょうか。
事務局（吉村）	はい、面積に余裕もございます。ただ、年齢によって小さいお子様と在園児の大きいお子様が一緒にとすることは考えにくいと思うのですが、和光なかよしこども園に限っては、お子様の年齢に応じたクラスでの保育も視野に入れていきます。 面積も確認したところ、在園児合同型でも面積に余裕はありましたので、そういった工夫にも期待しています。
五十嵐部会長	一時保育をしているということですが、そちらとは一緒にしないということよろしいでしょうか。
事務局（吉村）	はい。ご認識のとおりです。
五十嵐部会長	利用がお1人だと、保育士さんと1：1ということもありますね。
汐見委員	私はこの制度が子ども中心だとは全然思わないです。 ニーズはすごくありますが、子どものための制度であれば、子どもがやはり馴染んで、在園児とも一緒に遊べればいいなと思います。 どうも見ていると、週1回の利用の方が非常に厳しいです。 週2回来ていけば、0歳児でも環境に慣れていって、一緒に遊ぶということが出来るかと思います。しかし、10時間だけだと、例えば和光なかよしこども園は4回の利用ですよね。週1回だと4回で、週2回だと2週間で終わってしまいます。 また、第2ひだまりの保育園は土曜日ですが、他の園児さんもほとんどいない中で5回やったとしても、お子様にとってどうなのかなと思います。

	<p>子どものための制度だとしたら、もう少し利用を広げてあげたいなと思ってしまいます。</p>
五十嵐部会長	<p>土曜日というのは、お子さんが少ない日が良いという、施設の都合な気がします。</p>
汐見委員	<p>0歳児の子を2人受け入れたら、先生は2人必要です。初めて来るお子さんですから。</p>
大澤委員	<p>空いている施設に行けるというのも、お子様が慣れるためにはなんとも。</p>
汐見委員	<p>心配してしまいますね。 誰通が終わった後に一時利用預かりがいけるんだったらいいかなとは思いますが。 やはり安心して過ごすが一番大事なので、ここに来たばかりに不安がすごく大きくなって、トラウマになってしまったら困りますから、そこだけはお願いします。</p>
五十嵐部会長	<p>1週間に1回の頻度で行くとなると、保育者も毎回行くたびに変わっているということもあるのかなと思います。</p>
事務局（吉村）	<p>専従の方は1名となっております。</p>
汐見委員	<p>週1回では本当に慣れないので、十分に配慮してお願いいたします。</p>
五十嵐部会長	<p>本件について、皆様よろしいでしょうか。</p>
汐見委員、 大澤委員、 新井委員	<p>はい。</p>
事務局（吉村）	<p>次第には書いていないのですが、当日配付資料2の方もご説明させていただきます。 令和6年度から7年度にかけて、小規模保育事業所の廃止と新設がありました。事業譲渡に伴うものでしたので、施設数及び定員数の変更はございませんでした。</p>

令和8年度に向けた変更については、本日説明させていただきましたとおりとなります。ここ数年の待機児童数の減少傾向と入所状況を考慮して、公設保育園・小規模保育事業所等の定員変更を行っているものです。

また、まだ4月の一次の決定が終わった段階ではございますが、南と北のエリアの1歳児のお子様で、今現在で入所先が決まっていな方がいらっしゃるのと伺ってはいますが、先ほど申し上げました公設園での努力的な受入や、例えばお住まいは南や北エリアであっても、和光市駅をご利用の方の場合であれば、中央エリアの保育施設への申請も可能かなと考えております。今、中央エリアの小規模に空きが出ているところもございまして、入所の希望が叶うのではないかと考えております。

五十嵐部会長

ありがとうございます。

それでは、本日検討いただいた6件について、ご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

汐見委員、
大澤委員、
新井委員

はい。

五十嵐部会長

事務局から、その他の議題はございますでしょうか。

事務局（柳田）

ございません。

五十嵐部会長

皆様、ありがとうございました。

今回の議論の結果につきましては、部会長から会長に報告することとし、事務局の方で、事務手続きを進めていただきます。

それでは、本日の議題はこれで終了となりますので、これにて閉会させていただきます。ありがとうございました。

署名人 _____ 印

署名人 _____ 印